## 地方消費税(社会保障財源化分)の使途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度河内町一般会計予算における地方消費税(社会保障財源化分)の使途については 、以下のとおりです。

· 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

58,500 千円

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費 税交付金の社 会保障財源化 分
社会保険	国民健康保険	64, 469	50, 490	0	13, 979	999
	介護保険	355, 248	0	0	355, 248	25, 395
	後期高齢者医療	158, 628	22, 389	0	136, 239	9, 740
社会福祉	児童福祉	332, 322	89, 148	11, 240	231, 934	16, 581
	老人福祉	5, 247	0	0	5, 247	374
	障害者福祉	10, 386	7, 788	0	2, 598	186
	医療福祉	53, 534	22, 095	0	31, 439	2, 248
保健衛生	保健総務	13, 031	0	0	13, 031	932
	母子健康指導	5, 332	490	0	4, 842	346
	疾病予防	16, 528	0	0	16, 528	1, 182
	健康づくり	7, 226	0	0	7, 226	517
合計	<b>ィド   /山 連 ) ↓ 吉 米 連 . ↓</b>	1,021,951	192, 400	11, 240	818, 311	58, 500

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。